

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	公的給付の支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、公的給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊佐市

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等に関する事務
②事務の概要	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第88号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。対象となる給付は次のとおり。 ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(福祉課) ② 子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務(こども課) ③ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(福祉課) ④ 定額減税補足給付金(調整給付)(企画政策課) ⑤ 定額減税補足給付金(不足給付)(企画政策課)
③システムの名称	・Acrocity(児童手当システム、給付金システム)、総合福祉WEL+ ・MICJET番号連携サーバー ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
給付者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表135の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号及び別表135の項 ・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	①③ 福祉課、② こども課、④⑤ 企画政策課
②所属長の役職名	①③ 福祉課長、② こども課長、④⑤ 企画政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話番号0995-23-1311 ①③福祉課、②こども課、④⑤企画政策課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話番号0995-23-1311 ①③福祉課、②こども課、④⑤企画政策課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の記載がある申請書等の保管について、鍵のかかる場所に保管し複数人で適切に管理しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者(アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されることはない。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月8日	I-1-③システムの名称	① Acrocity(児童手当システム、給付金システム)	① Acrocity(児童手当システム、給付金システム)、総合福祉WEL+	事後	見直しによる修正
令和4年10月21日	I-3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表第一100の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表第一101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条	事後	公金受取口座情報の利用開始に伴う修正
令和6年9月30日	I-1-②事務の概要	① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(福祉課) ② 子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務(こども課)	① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(福祉課) ② 子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務(こども課) ③ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(福祉課) ④ 定額減税補足給付金(調整給付)	事後	給付金の迅速な支給のため
令和6年9月30日	I-3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表第一101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公金受取口座登録法第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表135の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	給付金の迅速な支給のため
令和6年9月30日	I-4-②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二 121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 <情報提供の根拠> ・ -	・番号利用法第19条第8号及び別表135の項 ・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供の提供に関する命令第2条の表160の項	事後	給付金の迅速な支給のため
令和6年9月30日	I-5-①部署	① 福祉課、② こども課	①③ 福祉課、② こども課、④ 企画政策課	事後	給付金の迅速な支給のため
令和6年9月30日	I-5-②所属長の役職名	① 福祉課長、② こども課長	①③ 福祉課長、② こども課長、④ 企画政策課長	事後	給付金の迅速な支給のため
令和6年9月30日	I-7請求先	鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話番号 0995-23-1311 ①福祉課、②こども課	鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話番号 0995-23-1311 ①③福祉課、②こども課、④企画政策課	事後	給付金の迅速な支給のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	I -8連絡先	鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話番号 0995-23-1311 ①福祉課、②こども課	鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話番号 0995-23-1311 ①③福祉課、②こども課、④企画政策課	事後	給付金の迅速な支給のため
令和7年8月29日	I -②事務の概要	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第88号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。対象となる給付は次のとおり。 ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(福祉課) ② 子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務(こども課) ③ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(福祉課) ④ 定額減税補足給付金(調整給付)(企画政策課)	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第88号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。対象となる給付は次のとおり。 ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(福祉課) ② 子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務(こども課) ③ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(福祉課) ④ 定額減税補足給付金(調整給付)(企画政策課) ⑤ 定額減税補足給付金(不足給付)(企画政策課)	事後	
令和7年8月29日	I -5-①部署	①③ 福祉課、② こども課、④ 企画政策課	①③ 福祉課、② こども課、④⑤ 企画政策課	事後	
令和7年8月29日	I -5-②所属長の役職名	①③ 福祉課長、② こども課長、④ 企画政策課長	①③ 福祉課長、② こども課長、④⑤ 企画政策課長	事後	
令和7年8月29日	IV リスク対策		2項目の追加 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	